

障害等のある入学志願者への受験上の配慮について

東京大学大学院理学系研究科

本学では、障害等(下表参照)のある者が、受験上及び修学上不利になることがないよう、合理的な配慮を行っており、そのための相談を受け付けています。

受験上の配慮については、内容によって対応に時間を要することもあるため、原則として以下の期日までに本研究科学務課教務チーム大学院担当（各学生募集要項の出願手続—送付先参照）に申し出てください。希望する配慮により、申請書類を案内します。

申請のあったものについては、その内容を審査の上、それぞれの障害等の種類や程度に応じた受験上の配慮を決定し、通知します。

【申出期限】 修士課程・博士課程 令和7（2025）年 5月30日（金）
生物科学専攻博士課程のみ 令和7（2025）年11月25日（火）

※上記期限後の申請についても引き続き配慮検討の対象となりますが、事前準備の関係で、申請が遅くなるほど実際に提供できる受験上の配慮が限定されていきますので、なるべく早く申し出の上、申請書類を提出してください。

区 分	対 象 と な る 者
視覚障害	1) 点字による教育を受けている者 2) 良い方の眼の矯正視力が 0.15 以下の者 3) 両眼による視野について視能率による損失率が90%以上の者 4) 上記以外で視覚に関する配慮を必要とする者
聴覚障害	1) 両耳の平均聴力レベルが60dB以上の者 2) 上記以外で聴覚に関する配慮を必要とする者
肢体不自由	1) 体幹の機能障害により座位を保つことができない者又は困難な者 2) 上肢の機能の障害により筆記をすることができない者又は困難な者 3) 下肢の機能の障害により歩行をすることができない者又は困難な者 4) 上記以外で肢体不自由に関する配慮を必要とする者
病 弱	慢性の呼吸器疾患、心臓疾患、腎臓疾患等の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度の者又はこれに準ずる者
発達障害	自閉症、アスペルガー症候群、広汎性発達障害、学習障害、注意欠如多動性障害等のため配慮を必要とする者
その他	頻尿等・その他の病気による体調不良等で配慮を必要とする者

(注) 日常生活において、ごく普通に使用されている補聴器、杖、車椅子等を使用して受験する場合も、試験場準備等との関係から受験上の配慮として申請が必要です。

○本研究科における配慮実施事例： 試験時間の延長、別室の設定、座席位置の配慮等